

令和2年6月議会定例会
会議録

公立岩瀬病院企業団

令和2年6月公立岩瀬病院企業団議会定例会会議録

令和2年6月29日（木曜日） 午後2時00分 開議

議事日程第1号

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案第4号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第4 議案第5号 公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第6号 公立岩瀬病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

出席議員（10名）

1番 大河内和彦	2番 荒井裕子	4番 溝井光夫	5番 小山克彦
6番 大和田宏	7番 鈴木正勝	8番 渡邊達雄	9番 大河原正雄
10番 大内康司			

遅参通告議員

なし

欠席議員

3番 市村喜雄

説明のため出席した者

企業長	宗形充	院長	三浦純一
副院長	大谷 弘	副院長	土屋貴男
事務長兼総務課長	塩田 卓	看護部長	伊藤恵美
参事兼医事課長	有賀直明		

午後2時00分 開会

○議長（大内康司君）

皆さん、こんにちは。

ただ今より令和2年6月公立岩瀬病院企業団議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告議員は、市村喜雄議員であります。

出席議員は定足数に達しております。

本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

次に、諸般の報告をいたします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書が、提出されております。

印刷の上、お手元に配布いたしておりますので、ご了承願います。

これより、議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日一日限りといたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大内康司君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日限りと決しました。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、本会議規則第77条の規定により、議長において、1番大河内和彦議員、2番荒井裕子議員、4番 溝井光夫議員を指名いたします。

日程第3、議案第4号から日程第5、議案第6号を一括して議題といたします。

あらかじめ、お願いいたします。説明・質問及び答弁にあたっては、議席で起立のうえ、簡潔明確に発言され、会議の円滑な進行にご協力願います。

それでは提出者から、提案理由の説明を求めます。

○企業長（宗形充君）

本日ここに、公立岩瀬病院企業団議会6月定例会が招集となりましたところ、議員の皆様方には、公私ともに何かとご多用の中、ご参集をいただき誠にありが

とうございます。

さて、今期定例会におきましては、ただ今議題となりました議案3件についてご審議をいただくこととなりますが、提案理由の説明に先立ちまして、3月定例会以後の病院事業について、主なものをご報告申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症に対する当院の対応についてご報告申し上げます。

当院は、県中地域では唯一の第二種感染症病床指定医療機関となっており、6床の感染病床を確保しております。この間、福島県から、帰国者・接触者外来の開設、PCR検査検体の採取等一連の協力要請があり、感染症病床指定医療機関としての役割を担ってきたところであります。

病院運営に与えた影響といたしましては、PCR検査などのために、救急室やCT撮影室などを使用した後、消毒作業や換気の時間などが必要となり、一定の時間使えない事態が生じました。

また、入院患者の受け入れに備え、48床ある一つの病棟全体を感染患者のみの受入病棟とし、この中の6床を感染症病床として運用する体制を整備してきたところであります。

医療行為の制限といたしましては、学会などから感染拡大防止策としてガイドラインが示され、不要・不急の検診目的の胃カメラ検査や、居住地から異動する里帰り分娩などにも一定期間の制限が加わり、当院でも実施できないものがありました。

さらには、緊急事態宣言下での行動自粛要請や、感染症指定医療機関に対する診療控えなども加わり、3月から5月にかけて、入院・外来、それぞれの患者数が前年度比で2割から3割ほどの減となっております。

現在の病院の状況であります。医療行為等の制限につきましては、段階的に解除してきているところではありますが、収入の確保が厳しい状況が続いており、5月18日には、県に対し、橋本理事長とともに、新型コロナウイルス感染症対応病院への各種支援に対する要望を行ってまいりました。

今後、県から示される支援制度の内容を見極めながら、該当する支援を最大限受けられるよう申請をしていく予定であります。

このままの状況が続きますと、秋口には手持ちの現金が底をつく見込みでありま

したが、構成市町村から、繰入金の前倒し納入に応じていただけることになり、直近の資金不足は回避できる見込みとなりました。

年間を通しての厳しい状況は変わりませんので、介護施設や管内の医療機関などとの連携強化など患者数を増やす対策を講じるとともに、特別減収対策企業債の起債の検討や固定費の圧縮など、あらゆる手を尽くして資金を確保し、安定経営に繋げていく考えでありますので、引き続き議員皆様からのご指導、ご支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

病院に対する寄附等についてであります。今回のコロナ対応に関し、地域の方々や企業などからも、物資の提供や、医療従事者を応援する様々なご支援をいただいております。皆様からのご支援に、心より感謝申し上げます。

企業団といたしましては、皆様からのご寄附を頂戴するにあたり、頂いたご意志を有効に活用できるよう、寄附金等に関する規程を整備し直したところであります。

現在、県内では新型コロナウイルス感染症は、一定の収束傾向を示してはおりますが、今後、第二波、第三波の到来も予想されることから、感染症病床指定医療機関としての役割を果たしながら、安定的な病院の運営に当たって参りたいと考えております。

次に病院事業の概要について、その主なものを申し上げます。

まず、本年度の医師体制についてであります。

本年4月から、福島県立医科大学麻酔科学講座の主任教授であった村川雅洋先生が着任されております。村川先生は、医科大学附属病院長も歴任されており、総院長としてお迎えしたところであり、病院運営にお力添えをいただくほか、麻酔科医としてもご尽力いただいております。

さらに、増員となった診療科といたしまして、消化器内科医師1名、小児科医師1名、産科婦人科医師1名がそれぞれ増員となっております。

一方で、泌尿器科医師1名が年度末で退職し、整形外科では、大学医局人事により、週3日間勤務していた準常勤医師が異動となりました。

本日現在、常勤医師は、初期臨床研修医9名を加えて、39名体制となっております。引き続き医師招聘による診療体制の充実に取り組んで参る考えです。

次に、令和元年度の決算見込について申し上げます。

入院患者数は、74,735人で、前年度比4,070人の減、病床稼働率73.2%となり、外来患者数も、92,090人で、前年度比110人の減となり、それぞれ前年度実績を下回る結果となりました。

どちらも年度後半の患者数に減少傾向が見られ、厚生労働省から公表された公的医療機関の統合・再編対象病院の中に当院が含まれたことや新型コロナウイルスによる影響、また、一部診療科で医師の入れ替えや体制の縮小のために診療内容に制限が加わったことなどにより、入院収益の決算見込額は34億3,645万円余となり、前年度比、1億5,682万円余の減となりました。

外来収益決算見込額は12億3,513万円余となり、前年度比893万円余の増となっています。

この結果、医業収益の合計額は、前年度比1億2,378万円余減の56億79万円余となったところです。

一方、医業費用決算見込額は、人件費、経費等が増額となり、前年度比5,171万円余りの増となる58億5,679万円余となり、医業損益段階で2億5,600万円余りの損失計上となり、医業外収支を加えた経常損益段階でも8,860万円余りの損失となる見込みで、平成29年度、30年度と2カ年間継続した黒字決算が維持できない見込みとなっております。

なお、令和元年度決算につきましては、今後、公認会計士の意見を伺ったうえで、監査委員による監査を経て、企業団議会9月定例会に提出することとしております。

新型コロナウイルス感染症の影響のため、今年度の病院運営は計画どおり進めることは厳しい状況ですが、幸いこれまでの医師招聘活動から、医師の体制は少しずつではありますが充実してきておりますので、職員一丸となってこの難局に対峙し、地域医療の中での役割を果たして参りたいと考えております。

次に、本日提案いたしております議案のうち、人事案件であります議案第4号について、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第4号 監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。

識見を有する者のうちから選任されている監査委員、今泉 和樹さんが、7月4日をもって任期が満了となりますことから、後任に市川 守さんを選任する

ことについて、企業団規約第13条第2項の規定により議会の同意を求めるものがあります。

任期は、令和2年7月5日から令和6年7月4日までの4年間であります。

市川 守 さんは、須賀川市にお住まいで、昭和27年1月のお生まれであります。主な経歴を申し上げますと、昭和47年に須賀川市役所に入庁され、その間、当院に出向され事務長として3年間の勤務経験をお持ちであります。その後、議会事務局長などを歴任され、平成24年3月に定年退職されております。

市を退職後は、須賀川商工会議所専務理事を2期6年務められ、社会的信望も厚く、人格、識見ともすぐれた方であり、本病院の監査委員として最適任と存じ、選任したく提案するものであります。

なお、議案第6号 公立岩瀬病院企業団の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。議案の内容については、後ほど事務長からご説明申し上げますが、本来診療科目等の変更につきましては、条例規定事項であることから、その都度、条例の改正を行うべきものでありましたが、手続きがなされてこなかったため、本年4月の状態での条例の改正をお願いするものであります。不手際についてお詫び申し上げますとともに、今後は遺漏のないよう取り組んでまいり所存であります。

以上、病院運営の当面の課題及び提案理由の一部をご説明申し上げましたが、これ以外の提出議案に係る提案理由につきましては、事務長から説明申し上げますので、慎重なるご審議のうえ、速やかに議決を賜りますようお願い申し上げます。

○事務長（塩田卓君）

それでは、私の方からは議案第5号と、議案第6号につきまして、提案理由を説明申し上げます。

議案第5号は、「公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」であります。本議案は、新型コロナウイルス感染症 抗体検査の料金及び、爪きりの処置についての料金を新たに規定するものです。

このサービスはどちらも診療報酬の対象にならず、サービス利用者の自己負担となりますので、その料金を条例で定める必要があり、本議会にお諮りするものでございます。

改正の箇所につきましては添付資料としてお付けしております、新旧対照表をご

覧ください。

先ず、新型コロナウイルス感染症 抗体検査につきましては、血液中の特異抗体を検出する検査となっております、過去に新型コロナウイルス感染症に感染し、2週間以上経過した方が陽性となる確率が高いといわれているものです。

現在COVID-19の検査として行われているものは、『PCR検査』『抗原検査』『抗体検査』の3種類ですが、PCR検査と抗原検査は「今、感染しているかどうか」を判定する検査として用いられており、抗体検査は「今までに感染したかどうか」を判定する検査とされており、血液を用いる検査であることから、健康診断などの際の採血で当該検査の検体が採取でき、検査を希望する方々の要望にこたえるため、新旧対照表では、右側、新の区分6の(12)として、新たに新型コロナウイルス抗体検査として、消費税込みの料金を3,850円と設定するものです。

次に爪切り処置につきましては、通常の家計では対応できない厚くなった足の爪などを切る処置で、整形外科などでフットケア・外来として対応する処置となり、新旧対照表では、区分10の整形外科自由診療等に、爪切り以下を加え、疾患のない爪甲(そうこう)が1趾につき消費税込み330円、爪水虫(つめみずむし)による爪の変形や、陥入爪(かんにゅうづめ)などの皮膚に食い込んでしまったものなど、肥厚した爪甲は、1趾につき税込660円に、高度に肥厚した爪甲につきましては1趾につき税込1,100円と料金を設定するものです。

それぞれの料金の設定に当たりましては、取扱いのある他の医療機関の料金を参考に設定しております。

なお、どちらも令和2年7月1日から施行したい考えであります。

次に、議案第6号、病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例です。

添付資料の新旧対照表をご覧ください。同条例第2条の2項に規定する診療科目につきまして、(15)の科目で規定していたものを、(31)の科目に改めるもので、診療科目につきましては、現在休止しているものもありますが、医大等からの医師の派遣により再開できる可能性もありますことから、休止中の診療科目につきましてはそのまま残すこととしております。

また、第3条の組織の規程に、検診部及び在宅支援センターを加えるもので、こちらの議案につきましては、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用とさせていただきますと存じます。

以上、企業長から説明いたしました人事案件、議案第4号、監査委員の選任につき同意を求めることについて、から、議案第6号、公立岩瀬病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例までの議案3件について、提案理由を説明させていただきました。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

○議長（大内康司君）

これより、議案第4号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大内康司君）

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大内康司君）

討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

これより、議案第4号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大内康司君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号「公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

4番溝井議員。

○議員（溝井光夫君）

新型コロナウイルス感染症の抗体検査は希望すれば誰でも受けられるのでしょうか。

○議長（大内康司君）

ただ今の4番の溝井議員の質疑に対し、当局の答弁を求めます。
院長。

○院長（三浦純一君）

質問ありがとうございます。
抗体検査に関しては、ご希望があればどなたでも実施することができます。

○議長（大内康司君）

ほかに質疑ありませんか。
6番大和田議員。

○議員（大和田宏君）

抗体検査の施行は7月1日からということですが、明日（6月30日）までの人間ドック等で採血した血液で、さかのぼって検査することは可能でしょうか。

○議長（大内康司君）

ただ今の6番の大和田議員の質疑に対し、当局の答弁を求めます。
院長。

○院長（三浦純一君）

質問ありがとうございます。
本日の議会でお認めいただいてからということで、準備等もありますし、7月1日以降の受付で実施していきたいと考えております。

○議長（大内康司君）

ほかに質疑ありませんか。
7番鈴木議員。

○議員（鈴木正勝君）

抗体検査を始めるにあたって、住民の皆さんにお知らせをしていくことは重要だと思いますが、どれくらいの実施人数を想定しているのでしょうか。

また、唾液によるPCR検査が可能になりましたが、病院としての考え方などについてお聞きしたい。

○院長（三浦純一君）

質問ありがとうございます。

抗体検査については、幅広くやっていきたいと考えています。現時点でどのくらいの方が希望するかは分かりませんが、500人前後はやりたいと考えています。

また、介護職員や接客業の方など職場ごとに申し込んでいただければ、当院の職員が出向いて採血を行い、検査を実施するようなことも想定しております。

2つ目の質問の唾液によるPCR検査についても、準備を進めているところです。

PCR検査、抗原検査、抗体検査と3つの検査が当院で実施可能ですので、状況に応じそれぞれの検査を実施していきたいと考えています。

○議長（大内康司君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大内康司君）

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大内康司君）

討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

これより、議案第5号「公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大内康司君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号「公立岩瀬病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条

例」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大内康司君)

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大内康司君)

討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

これより、議案第6号「公立岩瀬病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大内康司君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、令和2年6月公立岩瀬病院企業団議会定例会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

令和2年6月29日 午後2時40分 閉会